

○所得控除額一覧表

雑損控除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 損害金額 - 保険金等で補填される金額 - (総所得金額等 × 10%) ② 災害関連支出金額につき - 50,000円 ※②の[ ]内の金額が5万円以下のときは②の金額は0円とします。
医療費控除	支払医療費の総額 - 保険金等で補填される金額 - (10万円と「総所得金額等の5%※」のいずれか少ない方の金額) ※総所得金額等が200万円未満の人 (最高 200万円)
医療費控除特例 (セルフメディケーション税制)	スイッチOTC - 保険金等で補填される金額 - 12,000円 ※医療費控除との併用不可 (最高 88,000円)
社会保険料控除	支払った金額又は給与や公的年金等から差し引かれた金額の合計額
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)・確定拠出年金掛金(iDeCo等)・心身障害者扶養共済掛金の合計額
生命保険料控除	次の(1)(2)(3)(4)(5)の合計額 (最高 70,000円) ○平成23年12月31日以前に契約 (1) 一般の生命保険料 (2) 個人年金保険料 15,000円以下 ..... 支払保険料の全額 15,001円 ~ 40,000円 ..... 支払保険料×1/2+ 7,500円 40,001円 ~ 70,000円 ..... 支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 ..... 35,000円
	○平成24年1月1日以降に契約 (3) 一般の生命保険料 (4) 個人年金保険料 (5) 介護医療保険料 12,000円以下 ..... 支払保険料の全額 12,001円 ~ 32,000円 ..... 支払保険料×1/2+ 6,000円 32,001円 ~ 56,000円 ..... 支払保険料×1/4+14,000円 56,001円以上 ..... 28,000円
地震保険料控除	次の(1)と(2)の合計額 (最高 25,000円) ※一の契約で(1)(2)の両方の支払いがある場合はどちらか一方のみ (1) 地震保険料 50,000円以下 ..... 支払保険料×1/2 50,001円以上 ..... 25,000円 (2) 旧長期損害保険料 5,000円以下 ..... 支払保険料の全額 5,001円 ~ 15,000円 ..... 支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上 ..... 10,000円
障害者控除	障害者1人につき ..... 260,000円 ※障害者及び特別障害者1人につき ..... 300,000円 ※特別障害者の範囲同居特別障害者1人につき ..... 530,000円 ※は所令10参照
寡婦控除	260,000円 合計所得500万円以下で夫と死別、離別(子以外の扶養あり)
ひとり親控除	300,000円 合計所得500万円以下のひとり親(子の扶養あり)※未婚含む
勤労学生控除	260,000円 合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下
配偶者控除	対象者 控除額 一般 S28.1.2以後生 右記の「早見表」を参照 老人 S28.1.1以前生 右記の「早見表」を参照
	右記の「早見表」を参照
配偶者特別控除	対象者 控除額
	年少扶養親族 H19.1.2以後生 0円→16未満へ
	一般扶養親族 H16.1.2~H19.1.1 330,000円
	特定扶養親族 H12.1.2~H16.1.1 450,000円
	一般扶養親族 S28.1.2~H12.1.1 330,000円
基礎控除	老人扶養親族 380,000円
	同居老親等(直系尊属) S28.1.1以前生 450,000円
合計所得金額	2,400万円以下 ..... 430,000円
	2,400万円超2,450万円以下 ..... 290,000円
	2,450万円超2,500万円以下 ..... 150,000円
	2,500万円超 ..... 0円

合計所得金額：損失繰越控除前、総所得金額等：損失繰越控除後

○税額控除額(寄附金税額控除)

①都道府県・市区町村(ふるさと納税) ※総務大臣の指定を受けた団体  
②福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部、都道府県・市区町村(総務大臣指定以外)、県・市の条例指定団体、コロナにより中止等されたイベント  
【基本分】 ※控除対象となる寄附金額は総所得金額等の30%を限度(寄附金額※2,000円)×10%  
【特例分】 ①にのみ適用 ※特例控除額は住民税所得割額の2割を限度(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税率0~45%×1.021)

○公的年金に係る雑所得の速算表 計算式(a)\*(b)-(c)

公的年金等の収入金額の合計額 (a)	割合 (b)	控除額 (c)		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
65歳以上・S33.1.1以前生		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
~1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円
1,300,000円~4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円~7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円~9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円~	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
65歳未満				
~3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
3,300,000円~4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円~7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円~9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円~	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
65歳以上				
~3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
3,300,000円~4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円~7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円~9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円~	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

※(a)が太枠の金額以下の場合所得金額は「0円」となります。

○配偶者控除・配偶者特別控除額早見表

区分	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人(S28.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円

※次の場合は、配偶者(特別)控除は受けられません。

- ①納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合
- ②配偶者が青色事業専従者として給与の支払いを受ける者又は白色事業専従者に該当する場合
- ③配偶者が他の扶養親族とされている場合

○住民税の税額表

区分	市民税	県民税	住民税計
均等割	3,500円	2,000円	5,500円
所得割	6%	4%	10%

・平成20年度から県民税の均等割に県森林環境税として500円が加算。  
・平成26年度から令和5年度まで 均等割に市・県それぞれ500円(計1,000円)加算。(令和6年度から均等割と併せて国森林環境税1,000円を徴収)

・住民税非課税限度額一覧表(表中の所得金額以下が非課税)(単位:千円)

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
均等割	380	828	1,108	1,388	1,668	1,948	2,228	2,508
所得割	450	1,120	1,470	1,820	2,170	2,520	2,870	3,220

※非課税者

- ①生活保護受給者
- ②障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得金額135万円以下の人

備考	年金特別徴収対象者...令和5年度はS33.4.2以前生まれ(65歳以上)
	未成年者...平成17年1月3日以後生まれ (2022年4月1日から20歳→18歳に引き下げ)
	令和4年産保有米価格(1俵=60kgあたり)...12,300円(ヒノヒカリ2等)(元気づくし 13,500円)(実りつくし 12,300円)(もち米 13,800円) ※ヒノヒカリをカントリーに出荷される場合は家事消費に計上しない。(金量減のため)

○給与所得控除最低額 55万円 (家内労働者等の特例上限額 55万円)